

第56回

弁護士からみた
環境問題の深層

丸山 明子

九州リーガルクリニック法律事務所 弁護士／
日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員／
早稲田大学社会科学部研究科博士課程CSR からビジネスと人権・デューデリ、
そしてGXまでの振り返り

この数十年の間、環境マネジメント、CSR、ビジネスと人権・デューデリジェンス、GX、ESG情報開示……と次々に名前を変えて現れた様々な取り組みについて、これまでの展開を振り返ることで、環境への取り組みを経済や成長に対する制約ではなく社会・経済構造の変革を促すドライバーとして捉えようとしている今につながるもの、ステークホルダーとの対話を通じて環境保全と経済活動の自由を止揚する持続可能な発展へとつなげていく営みについて考察を加えた。

はじめに

「本業で手一杯なのに環境対策なんて…」今聞いても特段違和感ないフレーズですが、これは2003年10月に社団法人産業環境管理協会が出した環境経営概論コースの研修用テキスト冒頭に書かれていたものです。彼の国の相互関税、インフレ等、喫緊に対応を迫られる経営課題がある今はなおさらかも知れません。このフレーズの後には「ところが、今や環境ビジネスは有望市場。それどころか『環境経営』抜きでは生き残れない……そんな時代の到来です。」と続きます。同じフレーズのもとで、この数十年の間、環境マネジメント、CSR、ビジネスと人権・デューデリ、GX、ESG情報開示……、と次々に名前を変えて様々な取り組みが現れてきました。法で強制されているわけではないはずなのに、ひと、資金、時間といった経営資源を割く理由はあったのでしょうか。最近になってまた賑やかしくなってきたこれら様々な取り組みについて、これまでの展開を改めて振り返りつつ、我々が付き合ってきたものが何だったのか、考える機会になればと思います。

1. 国連グローバル・コンパクトとCSR

CSRとはそもそも何だったのでしょうか。

CSRの起源を1956年の経済同友会でのCSR決議「経営者の社会的責任の自覚と実践」に遡るものもありますが、今の流れにつながるものとしては、1999年にアナン国連事務総長（当時）が世界経済フォーラムで財界に向けて直接訴えた、国連グローバル・コンパクトを挙げたいと思います。この枠組みは人権、労働、環境、腐敗防止の4分野

10原則で構成され、環境だと、

- ・環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべき
- ・環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべき
- ・環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべき

の3つが原則でした。

環境に関するこれらの原則は1992年「国連環境開発会議（地球サミット）」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」と「国際アクション・プラン（アジェンダ21）」が起源とされますが、グローバル・コンパクトは、国の連合体であるはずの国連が、国を飛び越え、国家に属するはずの企業に直接発した異例な取り組みだったと言えます。

1996年にはスーザン・ストレンジが『国家の退場』の中で国家のパワーの衰退と多国籍企業をはじめとする国家以外のアクターの台頭を取り上げましたが、80年代後半以降、環境の分野では、規制の緩い地域に活動拠点を移した多国籍企業がその地域で深刻な環境問題を引き起こしたり、気候変動のように規制されない経済活動が地球規模の環境負荷を与えたりなど、国を超えて広がる課題が認識されていましたが、国を単位とする伝統的な枠組みでは十分な機能を果たせないことに対してとられた一つのアプローチでした。

国という枠組みを飛び越えた国際的なアプローチになるため、法的拘束力を持たないソフトローという形に落ち、法による強制力が用いられない代わりに、NGOらによる監視や機関投資家らによる投資行動によって企業の取り組みを促すことに期待が向けられていくことになります。国

連グローバル・コンパクトの正式な立ち上げは、2000年7月ニューヨークの国連本部で開かれた「グローバル・コンパクトに関するハイレベル会合」でしたが、そこには50以上の企業、財界団体の代表のほか、国際労働団体、環境団体、人権団体の代表が参加しています。

2. 日本とCSR

日本でCSRが認識され始めたきっかけは、欧米の調査機関が投資先の選定のために送ってくるSRI（社会的責任投資）アンケートが契機だったようです。

欧州では欧州委員会が2001年にグリーンペーパー「企業の社会的責任に関するヨーロッパの枠組み」を公表し、CSRを「遵守すべき法規制や慣習を超えた自主的な取り組みに基づき、社会的関心事および環境的関心事を業務の遂行に結びつけ、かつ、様々な利害関係者との相互作用に結び付けられる概念」と定義した上で、企業が社会、倫理、環境分野において社会的責任を果たしているかどうかを投資基準に加えたSRIを使って、企業行動に影響力を与える動きが始まっていました。SRIファンドの銘柄選定やインデックス作成のために欧米の調査機関から送られてくるアンケートに回答する形で、日本企業も対応が求められていたようです。

その後2003年「成長の促進と責任ある市場経済の増進G8宣言」が採択され、「我々は、関心を有する全ての国と共に、ビジネスが責任を持って行動できる環境作りを含む、持続的な経済成長を支えるイニシアティブに取り組む。我々はまた、企業の経済的関心と一貫する、OECD多国籍企業行動指針や国際連合グローバル・コンパクト原則といった、企業の社会的及び環境面での責任を促進する、企業による自主的努力を歓迎する。」などと謳われたこともあり、経産省は2004年「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」を設置、9月に中間報告書をまとめ、CSRの取り組みで最も重要なものは、情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価を含めたステークホルダーとの会話であることなどのポイントが示されました。経団連は2004年に「企業の社会的責任推進にあたっての基本的考え方」を発表、経済同友会は2003年を「日本におけるCSR元年」とし第15回企業白書でCSRの実践を促すツールとして、企業経営者による自己評価（セルフチェック）のための「企業評価基準」を提示しています。

なおSRI自体は1920年代のアメリカで教会の教義に反するタバコなどの産業を投資先リストから除外したものなど古くからあり、60年代には反戦運動、公民権運動と結びついた株主提案や投資行動、89年エクソン社の大型タンカー座礁事故をきっかけに生まれたシリーズ原則などへ

と展開していったようですが、国際的なイニシアティブを通して日本も対応を迫られていったようです。

3. CSRから社会「貢献」、CSV、ソーシャルビジネスへ

温暖化問題や多国籍企業による途上国での経済活動に伴う労働問題や環境問題など、80年代から90年代に続発していた問題群に対して、国を中心とした従来の枠組みが十分に機能しない事態に直面し、代わりに市民社会やNGOによる監視・評価、機関投資家らによる投資行動などを通じて企業に取り組み動機を与えようと始まったCSRのイニシアティブは、日本企業の取り組みに落ちた時、社会「貢献」といった要素が大きくなっていったように見えます。

また、社会の信用・信頼、取引機会を失うことによる企業価値の喪失といったリスク予防という観点から、社会的課題への積極的な対応による企業価値の創造や市場競争力の獲得といったCSV（Creating Shared Value）へとポジティブに発想を転換する動きも見られるようになり、さらには社会問題の解決自体をビジネスにして持続可能な取り組みにしていこうとする発想も生まれていきます。善意の寄付を資金源にするボランティアやNGO活動ではなく、事業活動により活動資金を自ら生み出すソーシャルビジネスの存在が広く知られるきっかけになったのは、ムハマド・ユヌスのグラミン銀行（農村部の貧困層の自立を支援するための無担保少額融資）でしょう。

ユヌス博士がノーベル賞を受賞した2006年、国連は環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）の課題に配慮した経営を行う企業に投資するというESG投資を提唱する国連責任投資原則（PRI）を打ち出します。これもSRI（社会的責任投資）が、社会的責任を果たしていない事業に投資しないというネガティブスクリーニングから始まったのに対し、ESGに配慮した企業に積極的に資金を流しているという、ポジティブな動きに連動するものでした。

4. 環境分野におけるCSRの実践

ただ環境の分野では、こうしたCSRの流れに先駆けた動きが、1992年地球サミットを契機として走っていました。地球サミット開催を前に産業界からの提案をまとめるため組織された「持続的発展のための産業界会議（BCSD：Business Council for Sustainable Development）」は、91年にISO（国際標準化機構：International Organization for Standardization）へ環境管理に関する自主的な取り組みの国際規格化を依頼し、96年にはISO 14001「環境マネジメントシステム」が誕生、日本でも96年に中小企

業向けの環境マネジメントシステムとして「エコアクション21」を環境省が策定していました。

国際商業会議所（ICC）も地球サミットを前に91年「持続可能な開発のための産業界憲章」を発表、日本でも同年に経団連が「経団連地球環境憲章」を打ち出し環境保全に向けて自主的に取り組むことを宣言すると、92年通産省（当時）は「環境に関するボランティア・プラン」を、93年環境庁（当時）は「環境にやさしい企業行動指針」を公表しています。

ステークホルダーとのコミュニケーションツールである環境報告書についても「環境に関するボランティア・プラン」以降徐々に取組む企業が現れ、97年に環境庁（当時）がガイドラインを公表しています（その後2018年まで何度か改訂）。その後2005年に「環境報告書の記載事項等の手引き」が環境省から公表され、2006年には民間企業に環境報告書の公表を促す環境配慮促進法が施行されますが、環境の分野におけるCSRの実践は、産業界が始めたイニシアティブを中心としてすでに展開されていた環境マネジメントシステムと環境報告書をそのまま引き継いでいく形になりました。なお、環境報告（サステナビリティ報告書やCSR報告書を含む）を行う事業者の割合は2006年以降横ばい状態、ISO 14001の認証数は2009年以降減少傾向にあるようです。

5. 国連グローバル・コンパクトからビジネスと人権へ

国連グローバル・コンパクトの作成に関わった国際政治学者のジョン・ラギー・ハーバード大学教授は、2005年再び第69回人権委員会で「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表に任命され、国家が人権を保護する義務と並んで、企業にも人権を尊重する責任があることを明文化した「保護、尊重及び救済の枠組み」を2008年第8回人権理事会に提出し、企業がこの責任を果たすための方策として、人権を尊重する方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの確立、救済などを定めた「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」を2011年第17回人権理事会に提出します。この枠組みは、CSR国際基準「ISO 26000」や経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業行動指針」の2011年改訂にも反映されていきます。

これまで国家が名宛人だった人権保護について、企業にも責任があると明言した点、その企業が有するサプライチェーンを含めた影響力を利用してその責任を履行させるための枠組みを具体的な形で明示した点において、これまでの取り組みを前に進めようとしたものと言えます。UNGPでは人権を保護する国の義務についても改めて確

認されましたが、2015年G7エルマウ首脳宣言では「国連ビジネスと人権に関する指導原則を強く支持し、実質的な国別行動計画を策定する努力を歓迎する」と謳われ、この国別行動計画について、日本は2019年4月に諮問委員会及び作業部会を設置し、2020年10月「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」を公表しています。国別行動計画には「『人権』とは、環境破壊による被害やサプライチェーンにおける人権尊重も考慮することとする。」と1文言及あり、取り組みとしては「環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進」が挙げられています。

6. ビジネスと人権における「環境」

ラギーがその著書で取り上げた4つの象徴的なケースの中には、ロイヤルダッチシェル社によるナイジェリアでの石油採掘事業が引き起こした環境汚染と抵抗運動の弾圧があり、環境問題は取り組むべき課題の一つに含まれていると言えます。実際、国連グローバル・コンパクトには企業が守るべき4分野の中に環境分野が含まれ、「環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべき」を含む3つの原則が明示されています。

この点、環境省は2019年9月「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を設置し、2020年8月「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」という手引書を公表しています。「OECD多国籍企業行動指針」の2011年改訂は、UNGPに合わせ、人権に関する章の新設、リスク管理の一環としてデュー・ディリジェンスを実施すべき等の規定を新たに盛り込んだものでした（「OECD多国籍企業行動指針」は2023年に名称が「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に変更された上、サプライチェーンへのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化、気候変動や生物多様性など国際合意目標との整合性等の規定が新たに盛り込まれた）。さらに環境省は2023年「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を公表し、既存の環境マネジメントを活用しながら、デューデリの枠組みを取り入れる方法を模索しているようです。

CSRの動きに先駆け、環境に負荷をかけない企業活動をするための経営枠組みとして産業界側のイニシアティブで始まった環境マネジメントシステムと、CSRからビジネスと人権への流れの中で国際機関が出してきたデューデリとの違いは、ステークホルダーとのコミュニケーションをその仕組みの中に入れ込んでいる点、サプライチェーンなど企業の影響範囲を利用した形で企業に責任を果たさせよ

うとしている点にありそうです。直近では有識者による「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会議論のまとめ」が出されたようですが、人体に有害な化学物質による汚染など、直接規制に馴染むものについては法令遵守と法的措置で対応されるものの、環境の分野は、科学的不確実性の存在や、規範自体がまだ形成途上であったりなど、ソフトローで対応せざるを得ないことも多々あり、デューデリはそうした環境の分野における企業の行動規範を、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて形成しようとする試みと言えます。

欧州では2017年仏の企業注意義務法、2021年独のサプライチェーン法、2024年EUの企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（CSDDD/Corporate Sustainability Due Diligence Directive）など、環境・人権に関するデュー・ディリジェンス義務化の動きに加え、「包装・包装廃棄物規制案」、「EU森林破壊防止規則（EUDR/EU Deforestation Regulation）」、「炭素国境調整措置（CBAM/Carbon Border Adjustment Mechanism）」、有機フッ素化合物（PFAS）規制案など、環境規制の強化とともに、EUにとっての公正な競争というインフラ整備が進んでいるようですが、日本は、欧州のハードロー化の影響を受ける企業が対応を迫られているという状況でしょうか。

7. 社会・経済の変革という流れ

2015年パリ協定で産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするという目標が合意され、G20財務大臣・中央銀行総裁は、FBS（金融安定理事会）に対し気候変動が金融セクターにもたらす影響を評価することを指示し、これによりTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立されました。TCFDは2017年6月、気候変動がもたらすリスクや機会についての情報開示フレームワークを提言としてまとめています。

2018年6月に開催された第17回未来投資会議（2020年廃止）では、パリ協定以降、各国が気候変動問題への対応を経済成長の機会と捉えリーダーシップをとろうと競争していること、この5年の間にESG投資が急速に拡大しており世界の資金の流れが大きく変わりつつあること、従来の規制による方法ではなく情報開示等を進めグリーン・ファイナンスを活性化させることなどが発言されています。日本は2020年に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で気候変動対策を成長の機会と捉え、積極的に対策を行うことで産業や社会経済の変革につなげ

ること、2023年「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」で化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ経済社会システム全体を転換させる方針が示されました。

2021年東京証券取引所は「コーポレートガバナンスコード」を改訂し、2022年4月から再編されるプライム市場（かつての東証一部）に対して、TCFDか同等の基準に基づく開示を求めるとし、内閣府は2023年3月期決算より有価証券報告書にサステナビリティに関する企業の取り組みを記載要件（内容はTCFD提言の構成要素に沿ったもの）とする内閣府令を発表し、TCFD開示が実質義務化されました。FSBは、企業開示のモニタリング機能を国際サステナビリティ基準審議会（ISSB財務情報の国際基準を開発しているIFRS 財団が企業のESG情報を国際的に統一した基準で開示するため2021年に設立した機関）に移し、ISSBは23年6月、TCFDをベースに、サステナビリティ全般の要求事項を規定するIFRS S1と、気候関連の要求事項を規定するIFRS S2で構成されるISSB基準を決定しています。日本ではサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、このIFRS S1とS2をベースに2025年3月、日本基準としてサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」を公表したところで、2027年3月期から順次適用される見通しとされています。経産省は2018年に「TCFDガイダンス」を、環境省は2019年に「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ」、2024年に「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイダンス」を、国交省は2021年に「不動産分野TCFD対応ガイダンス」を作成公表するなど、この分野については強力な後押しがあるようです。

気候変動の分野では、2015年パリ協定以降（特にコロナ禍以降）、対策を経済や成長に対する制約ではなく社会・経済構造の変革につなげるビジネスチャンスとしての発想に転換されたことによって、国内外から大きく資金を呼び込む流れが加速し、そのためのインフラの一環として情報開示が一気に進んでいます。生物多様性の分野でも、このTCFDに倣う形で、2021年にTNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosure（自然関連財務情報開示タスクフォース））が立ち上げられています。2022年生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中で2030年までに自然の損失を反転させるネイチャーポジティブを目指すこと、これを実現するためにビジネスにおける生物多様性の主流化や、ビジネスによる影響評価・情報公開の促進が目標と

して据えられ、TNFDは2023年に企業や金融機関が自然への依存度や影響を評価、管理、報告するための枠組を提言としてまとめました。ややもすると脱炭素へ向けた取り組みは、経済的なドライバーとしての側面が強調されてしまっていますが、そもそもそれは手段であって目的ではなく、自然環境の保全とどう両立させながら進めていくのかという視点を置いて行かないようにする必要があります。

8. これから先を見据えて — これまで付き合ってきたもの —

国境を超えた形で広がる課題に対して、「環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべき」と、国内の規制に上から被せられた形で取り組みを促されても、グローバルに活動を展開している国際企業でなければ、特に国内の取引で閉じる企業にとっては、「本業で手一杯なのに環境対策なんて……」というのが本音だったのでは、と想像するところです。

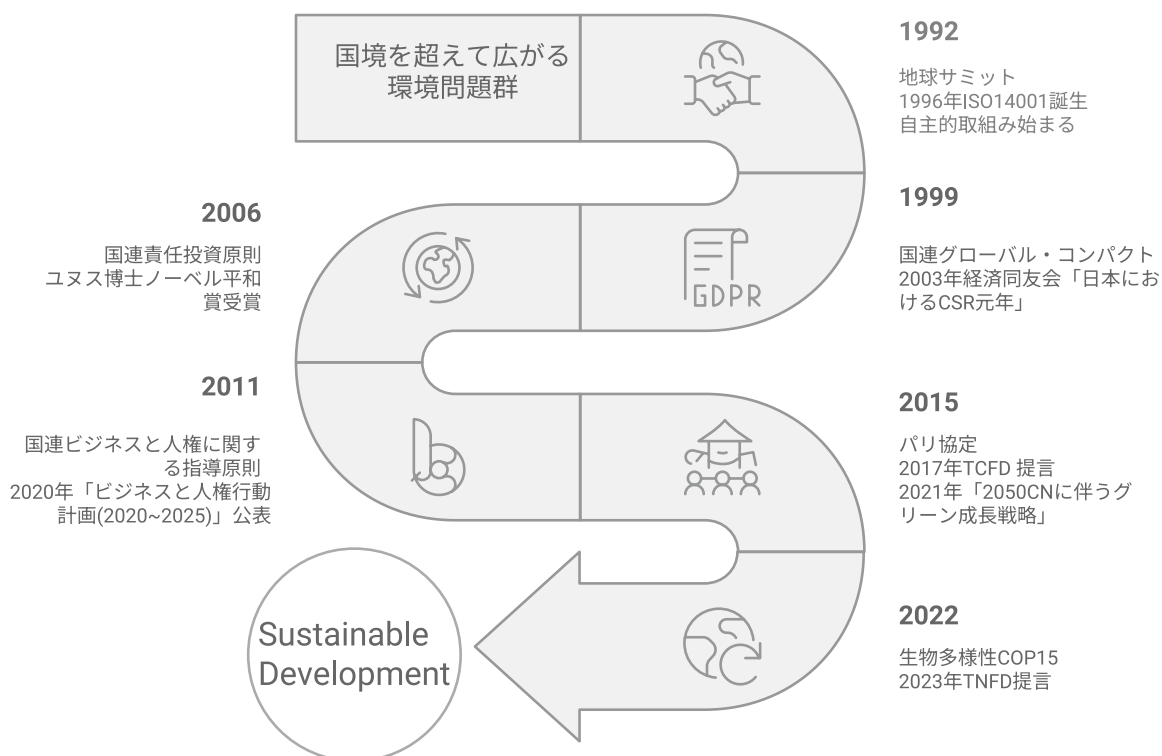
真面目に取り組んできた企業にとって（取引機会を失わないように、世間から取り残されない程度に、との位置付けであっても）、ここ数年新たに加わろうとするイニシアティブは、さらに何の負担を負わせるものなのか、と訝しく思われるかもしれません。本稿執筆中も、メルツ独首相がデュー・デリジェンスを企業に求める国内法を廃止し、

EUにもCSDDDの廃止を求めたとされたり、順次適用される見通しとなっていたサステナビリティ情報開示義務化が見送られることになったとの報道があったり、否定する報道があったり、米銀に続き日本の金融機関もネットゼロ・バンキング・アライアンス（NZBA）からの脱退が相次いだり、まじめにやってもハシゴを外される、振り回されるだけとの感を持たれるのでは、とも感じます。

ただ、CSRをソーシャルビジネスやCSVといった積極的な自主的取り組みに繋げてきた企業はどう見るでしょうか。パリ協定以降、気候変動に向けた取り組みを、経済や成長に対する制約ではなく、社会・経済構造の変革に向けた起爆剤として捉えようとする動きについて先に触れましたが、環境問題への取り組みがパラダイムシフトにつながるという議論は、すでに2000年前後からあったものでした。例えば2000年、日本では「循環型社会形成推進基本法」でゴミを資源に発想転換しようとする3Rの取り組みが始まり、これが2020年「循環経済ビジョン2020」で経済として回していこうという取り組みに発展しています。バックラッシュはあるにしても、これまでやってきたことが今の流れに繋がっていないでしょうか。

ビジネスと人権では、大きな要素のひとつにステークホルダーとの対話を挙げています。これも2004年には経産省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」で指摘されていたようですが、これまで情報開示をとおした対話

CSRからの振り返り



この図は生成AI 'Napkin' を使用して作成した

が主だったものが、今地域やNGOと企業との連携・協働という形への進展が見られます。例えば、再エネの普及が進むにつれ、各地でさまざまな問題が起こっているように、規制や規範が追いついていない分野では、立場が異なるステークホルダーとの対話、連携、協働によって実例を積み重ね、次に繋げていくということかと、と考えています。「法で規制されているわけではないのに経営資源を割くのはなぜか」という問いに、国際的なイニシアティブを持ってきて声高に「べき論」を語るつもりはなく、経済活動と環境保全を止揚する持続可能な発展とは何か、という問いに、対話を通して、まず自分たちで答えを出していく営みとして受け止めることができるのでは、と考えています。これまで環境法分野での予防法務や紛争対応について、経験や学びを積み重ねてきた弁護士たちも、この対話に加わり、貢献できるものがあるのではないかと、と思っています。

本稿は2024年度JELF論文集『環境と正義』に寄稿した文章を元に考察を加えたものである。

【参考資料・文献】

- 1) 山本武「環境管理と環境監査の動向」『環境技術』第24巻8号、1995年、P.P.17-22。
- 2) 川村雅彦「社会的責任投資（SRI）のすすめ」『ニッセイ基礎研REPORT』、2002年、P.P.10-17。
- 3) 川村雅彦「2003年は『日本のCSR経営元年』」、『ニッセイ基礎研REPORT』、2003年、P.P.1-8。
- 4) 日本弁護士連合会国際人権問題委員会編「企業の社会的責任と行動基準」『別冊商事法務 264』2003年。
- 5) 神野雅人「CSR概念の展開」、『みずほ総研論集』創刊号、2003年、P.P.1-32
<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/argument/mron1-4.pdf>
- 6) 川村雅彦「CSR・SRIの現状」企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する研究会第1回研究会配布資料、2003年
<https://www.rieti.go.jp/users/uesugi-iichiro/financial-flow/>
- 7) 川村雅彦「CSRとは何か」、『環境技研』33巻12号、2004年、P.P.29-32。
- 8) 川村雅彦「日本の「企業の社会的責任」の系譜（その1）」『ニッセイ基礎研REPORT』、2004年、P.P.1-8。
- 9) 安生徹「CSR経営と雇用・労働」『日本労働研究雑誌』2004年、P.P.33-44。
- 10) KPMGビジネスアシュアランス編「CSR経営と内部統制」『別冊商事法務 278』2004年。
- 11) 梅田徹「国連グローバル・コンパクトの意義および課題」『創価経営論集』第28巻1～3号合併号、2004年、P.P.39-53。
- 12) 所伸之「環境経営とSRI」『創価経営論集』第29巻3号、2005年、P.P.1-16。
- 13) 神作裕之「企業の社会的責任：そのソフト・ロー化？ EUの現状」『ソフトロー研究』第2号、2005年、P.P.91-112。
- 14) 萩原愛一「企業の社会的責任」『調査と情報ISSUE BRIEF』476号、2005年
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000711_po_0476.pdf?contentNo=1
- 15) 澤田貴之「日本におけるSRIの萌芽的形成とその動向について」『名城論叢』2005年3月、P.P.111-127。
- 16) 岩田和之、有村俊秀、竹之内秀行「企業における環境情報開示の展開」『上智経済論集』53巻1、2号合併号、2008年、P.P.31-44。
- 17) 吉田夏彦「EUにおける「企業の社会的責任」論の展開」近畿大学豊岡短期大学論集第7号、2010年、P.P.1-11。
- 18) 目加田 説子「社会的責任投資と NGO — 新たな戦略たり得るか？ —」『総合政策研究』第20号、2012年、P.P.25-35。
- 19) 須藤秀夫「CSR（企業の社会的責任）とSRI（持続可能性と責任ある投資）— 世界的な盛り上がり立ち遅れている日本 —」『西南女学院大学紀要』第18巻、2014年
- 20) 東澤靖「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか。」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第22号、2015年、P.P.23-40。
- 21) 山田美和「法制度整備支援と「ビジネスと人権に関する国連指導原則」」『ICD NEWS』第68号、2016年、P.P.5-17。
- 22) 吉田哲朗「企業の社会的責任論の問題点とその解決に対する論考」『日本経営倫理学会誌』第24号、2017年、P.P.57-72。
- 23) 山田雅穂「CSRの観点から見たビジネスと人権における企業と責任と今後の役割」『日本経営倫理学会誌』第27号、2020年、P.P.125-136。
- 24) 乙間末廣「ISOにおける環境管理規格」『国環研ニュース』16巻4号、1997年
<https://www.nies.go.jp/kanko/news/16/16-4/16-4-03.html>
- 25) 日本産業標準調査会ホームページから「環境マネジメントシステム規格化の経緯」
<https://www.jisc.go.jp/mss/ems-cir.html>
- 26) 平成6年版環境白書
- 27) 環境省ホームページから「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会報告書」平成17年
<https://www.env.go.jp/policy/report/h17-04/index.html>
- 28) 環境省ホームページから「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会資料」
<https://www.env.go.jp/policy/csr/conf.html>